



そのままだと手数料**全額負担**!?

お客さんとの**トラブル**も!?

ポイントついてない
じゃない(怒)

「キャッシュレス・消費者還元事業」*の対象店舗となるには、決済事業者を通じて**別途**、ポイント還元への加盟店登録を申請する必要があります。

登録がお済でない場合、決済手数料の補助を受けることができず、消費者還元もできないためお客さんとのトラブルにつながる可能性があります。



*キャッシュレス・消費者還元事業とは、キャッシュレス導入を支援する事業です。加盟店登録により、①決済手数料1/3補助、②消費者還元による集客支援を受けることができます。



~ご注意ください~

- ・ **キャッシュレス決済業者毎**に加盟店登録の申請が必要です。
- ・ HP からの加盟店 **ID 発行だけでは加盟店登録にはなりません。**
- ・ 既にキャッシュレス決済導入済みでも、加盟店登録の申請無しに **自動的に登録されることはありません。**



まずは!

ご契約の決済事業者へご連絡ください。

主な情報収集・相談方法

自分の店舗に合ったキャッシュレス決済がわからない時は下記をチェック!

読んでみよう!

ホームページを
チェック

[https://cashless.go.jp/
franchise/index.html](https://cashless.go.jp/franchise/index.html)



相談しよう!

コールセンターへ
問合せ

0570-000655
受付時間:平日10:00~18:00(土・日・祝日を除く)



体験してみよう!

説明会へ参加

ホームページ上で開催
日時を確認して参加

